

# 後期高齢者医療制度

## 平成20年4月スタート



高齢者医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平かつ安定した高齢者医療制度を目指して、平成20年4月から、75歳以上の高齢者等を対象とした新しい医療制度が始まります。  
今月号では、制度の概要をお知らせします。

### ◆後期高齢者医療広域連合

による運営

↓運営母体を大きくし、安定した制度運営を目指します。

●平成20年4月から始まる新しい医療制度、『後期高齢者医療制度』は、各都道府県単位で設置される後期高齢者医療広域連合で運営されます。

(市町村等からの派遣職員等で事務を行います。)

●神奈川県内においては、県内すべての33市町村が加入する『神奈川県後期高齢者医療広域連合』が運営します。

### ◆老人保健から後期高齢者医療制度へ変更

↓被保険者証が新しいものに変わります。

●平成20年4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度へ変わるため、75歳以上の高齢者等の方は、この後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

●後期高齢者医療制度への加入後は、今まで加入されていた市町村の国民健康保険や、お勤め先の健康保険等の被保険者ではなくなります。

※医療機関で医療を受けるときには、広域連合が交付する被保険者証を提示します。

◆75歳以上の高齢者等の方が被保険者です

↓対象者は、現行の老人保健制度と同様です。

●被保険者となる方は：

- ①75歳以上の方
- ②65歳以上75歳未満で、一定程度の障害のある方(※)

※一定程度の障害のある方は、広域連合の認定を受けた方です。(認定の基準は現行の老人保健制度と同様です。)

### ◆医療機関で医療を受けるとき

↓被保険者証は変わりませんが、受けられる医療サービスは変わりません。

●広域連合で交付する被保険者証を提示してください。療養の給付を受けることができますので、医療機関での本人負担は1割(現役並所得者は3割)となります。

※広域連合ではその他の給付として、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の給付を行います。

### ◆保険料の納付

↓県内均一の保険料になります。ただし、低所得者等には軽減措置があります。

●保険料は被保険者個人単位で算定・賦課します。

●被保険者は、保険料を普通徴収、または特別徴収(年金からの天引き)の方法によって納めることとなります。

※保険料は応益割額(定額分)と応能割額(所得比例分)の合計となります。

※応益割額とは、被保険者一人一人に均等に負担していただく額です。また、応能割額とは、被保険者の算定対象所得(総所得金額-基礎控除)に保険料率を乗じて得た額です。

※保険料率、賦課限度額は国で定める算定基準に基づき、広域連合が条例で定めることとなります。

### 問合せ

■町民課 保険医療班

☎(81)1114

■神奈川県後期高齢者医療

広域連合事務局

☎(045)440-6700

<http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/>

# 障害者計画・障害福祉計画を策定しました

問合せ

保健福祉課 福祉班  
☎(81)5548

## 1 中井町障害者計画

町では、誰もが人格と個性を尊重しあえる共生社会を目標とし、地域に暮らすすべての人が生き生きと生活できる社会の実現を目指して障害者計画を策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づき、本町の障害者施策の現状と課題を明らかにし、福祉分野に限らず保健・医療、教育、住宅なども含めた、総合的に施策の推進を図るための目標を掲げたものです。

計画の期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度までの5年間です。

### 基本理念

みんなで支え合う

福祉のまちづくり

自立と社会参加を促進するため、自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域における支援体制の整備が重要であり、自らが暮らし方を選択し決定することを尊重し、支援していくことが大切です。そのため、「みんなで支え合う福祉のまちづくり」を基本理念とし、7つの基本目標を定めて、障害者施策を推進していきます。

## 7つの基本目標

### 基本目標1

ノーマライゼーションの推進

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② ボランティア活動の推進

### 基本目標2

福祉サービスの充実及び生活支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障害福祉サービスの充実
- ③ 地域活動支援事業の充実
- ④ スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

### 基本目標3

人によさしい安全・安心なまちづくり

- ① 生活環境の整備
- ② 防犯、防災体制の整備

### 基本目標4

個性に応じた保育・教育・学習の充実

- ① 保育体制の充実
- ② 教育の推進

### 基本目標5

就労の促進

- ① 就労への支援
- ② 経済的自立の支援

### 基本目標6

障害の早期発見と地域リハビリテーション体制の充実

- ① 障害の早期発見、療育体制の充実
- ② 障害のある方の健康づくり
- ③ 精神保健施策の充実

### 基本目標7

情報のバリアフリー化

- ① 情報提供の充実
- ② コミュニケーション支援体制の充実

## 2 中井町障害福祉計画

障害者自立支援法の規定に基づく、障害福祉等の確保に関する法定計画です。

障害者施策の着実な実施を図るため「中井町障害者計画」に掲げられた障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定したものです。

この計画は、3年を1期として策定するもので、第1期計画は、平成18年度に策定し、同年度から平成20年度までとし、第2期計画は、平成21年3月までに必要な見直しを行ったうえで、平成21年度から平成23年度までの期間とします。

障害者自立支援法では、障害福祉サービスは、サービス利用者への個別給付である「自立支援給付」と、町が実施する「地域生活支援事業」に分けられます。自立支援給付は、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費、自立支援医療費、補装具費で構成されています。

このうち、介護給付費、訓練等給付費と地域生活支援事業について、平成18～23年度における必要量の見込みと今後の方策を定めました。

# 障害者 4月から利用者負担の 自立支援法 更なる軽減が実施されます

平成18年4月に始まった障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用するときの利用者負担額の制度が見直しされました。平成19年4月から平成21年3月までの2年間、利用者負担額が一部引き下げられます。

## 軽減を受けるには

今回の見直しによる軽減を受けるためには、申請手続きが必要で

す。  
現在、障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、平成19年4月から適用される下記の軽減要件を満たし、申請をされていない方は手続きをお願いします。(申請手続きが省略される場合があります。)

また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)などをお持ちの方で、新たにホームヘルプサービス・短期入所・児童デイサービスなどの利用を希望される場合にも申請手続きが必要となります。

## 具体的な軽減内容

### ◆通所サービス、訪問サービスなど、在宅でサービスを利用する場合

区 分		利用者負担の上限月額	
		19年3月まで	19年4月から
市町村民税課税世帯	市町村民税所得割10万円以上	37,200円	37,200円
	市町村民税所得割10万円未満	37,200円	9,300円 *資産要件(※1)に該当しない場合は、37,200円
市町村民税非課税世帯	低所得2(※2)	24,600円	6,150円 *資産要件に該当しない場合は、24,600円
	低所得1(※3)	15,000円	3,750円 *資産要件に該当しない場合は、15,000円
生活保護世帯		0円	0円

(※1)「資産要件」とは次のとおりです。

- ・世帯の預貯金が500万円以下(家族と同居の方は1,000万円以下)
- ・本人と家族の居住する土地家屋等以外の不動産を所有していない

(※2)「低所得2」とは、世帯主、世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に属する方であって、低所得1に該当しない方です。

(※3)「低所得1」とは、世帯主、世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に属する方であって、障害者本人(障害児の場合は保護者)の収入が80万円以下の方です。

### ◆施設入所、グループホーム、ケアホーム等を利用する場合

区 分	軽減の内容	
	19年3月まで	19年4月から
個別減免(※4)の資産要件緩和	預貯金 350万円以下	預貯金 500万円以下
工賃控除の拡大	例) 障害基礎年金2級を受給していて、工賃収入が月24,000円以下の場合	
	・利用者負担額 0円 ・食費等実費負担 12,000円	・利用者負担額 0円 ・食費等実費負担 0円
入所施設の補足給付額(※5)の拡大	補足給付額の上限(月) 36,000円	補足給付額の上限(月) 58,000円

(※4)「個別減免」とは、利用者の収入額に応じて、サービス費用の一割にあたる利用者負担額を軽減することです。

(※5)「補足給付」とは、利用者の収入額に応じて、食費等の実費負担額に対し補填をすることで負担額を軽減することです。

問合せ

保健福祉課 福祉班  
☎(81)5548

平成19年4月1日供用開始区域図



豊かな自然と調和した住みよい町づくりのために

# 公共下水道への接続にご協力を

町では、大切な資源である地下水の水質を守るとともに安全で快適な生活環境をつくるため、公共下水道の普及に取り組み、順次利用地域を拡大しています。今年度は区域図に示された地域が新たに下水道供用開始区域（公共下水道が使用できるようになった区域）となりました。区域内にお住まいの方には、速やかな接続をお願いします。

問合せ 上下水道課 業務班 ☎(81)3903

## 区域内に土地をお持ちの方

■下水道事業受益者負担金のお支払いをお願いします

・受益者とは

公共下水道が整備された地域は、汚水が下水道に取り込まれて生活環境が良くなるとともに土地の利用価値が高まります。土地の所有者または権利者は下水道整備による恩恵を受けることになるため、受益者と呼ばれます。

・受益者負担金とは

下水道は道路や公園と違い、整備された区域内の方しかその恩恵を受けられません。そのため、建設費を公費だけで負担すると、未整備の区域内の方との間に不公平が生じてしまいます。このため、受益者に建設費の一部を負担していただき、下水道の整備を促進しようとする制度が「受益者負担金制度」といいます。なお、納めていただく受益者負担金は、対象となる土地について一度限りとなります。

・負担金を納付する方は

今年度対象となるのは、4月から供用開始となった区域内（区域図参照）の土地所有者です。対象者には、4月上旬に町より「下水道事業受益者申告書」を送付しますので、内容をご確認のうえ期限内にご提出ください。土地に地上権や借地権などがあり、その権利者が受益者となる場合には、所有者と権利者それぞれに提出していただくこととなりますので注意してください。なお、受益者負担金の納付は6月からとなります。



受益者負担金の額は、  
1㎡あたり415円です。

# 区域内に建物をお持ちの方

公共下水道が整備され、汚水を下水処理場で処理することができ、処理が開始された後は次のことが義務づけられます。

## ①くみ取り便所は水洗便所に

下水道法第11条の3に基づき、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道へ接続しなければなりません。

## ■ご利用ください助成制度

排水設備の設置費用が大きな負担にならないよう、町では供用開始から3年以内に接続工事を行い、かつ一定条件を満たした方への助成制度を設けていますので、ぜひご利用ください。

## ○無利子貸付

無利子にて工事資金の融資をあっせんしています。融資は町内金融機関（郵便局を除く）で受けられ、貸付限度額は50万円、返済期間は3年以内となります。

## ○奨励金の交付

供用開始から3年以内に行われた工事に対し、一定金額が交付されます。

- ・ 1年以内 3万円
- ・ 2年以内 2万円
- ・ 3年以内 1万円

※利用できる制度は、どちらか一つです。併用はできません。

## ②し尿浄化槽の廃止

汚水は下水処理場で処理することになりますので、排水管やその他の排水施設の設備を遅滞なく設置するとともに、し尿浄化槽を廃止し、公共下水道へ直接接続しなければなりません。

## ③台所、風呂場などから出る生活排水も公共下水道へ

台所、風呂場などから出る生活排水も排水設備を設置して、公共下水道へ流入させなければなりません。（雨水は公共下水道へ接続できませんので、従来どおりの対応をお願いします。）

## ■排水設備の設置は指定工事店で

排水設備の工事が不完全だと、汚水が流れなかったり悪臭が発生したりする原因となります。

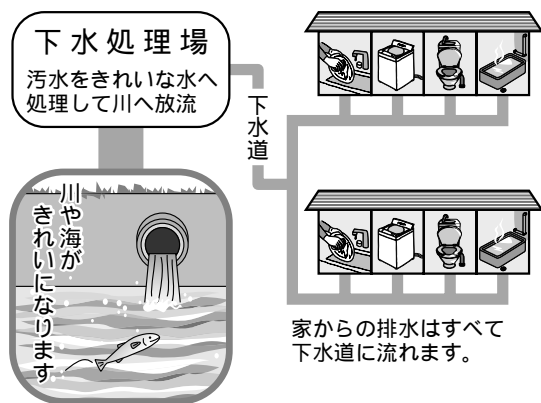
このため、工事は町が指定する工事店に依頼してください。指定工事店は工事のほかに必要書類の作成や町への手続きも代行します。工事費などは敷地条件や工事の規模によって異なりますので、工事店とご相談ください。

なお、工事終了後、町が工事完了検査を行います。また、設置完了後の管理は個人で行っていただくこととなります。

# なぜ公共下水道が必要か

川の汚れの原因の80%は、家庭から出る生活排水によるものです。おわん一杯のみそ汁を捨てると、きれいな川にするためにはお風呂6杯分の水で薄めなければなりません。川には自然の浄化作用がありますが、私たちは毎日の暮らしからそれ以上の汚れを出してしまっています。

公共下水道は、生活排水を処理して、元のきれいな水にして川へ戻し、川や海の汚れを防ぎます。また、下水道が整備されることにより、汚いドブがなくなり、ハエや蚊、悪臭等の発生を防ぎ、清潔で快適な生活環境になります。



# いざという時に備えて

町では、災害時における下水道施設の応急復旧活動を行う支援体制を強化するため、中井町管工事組合と『災害時における応急対策に関する協定書』を3月6日（火）に締結しました。この協定は、両者間で平成9年に締結された水道施設の応急措置についての協定に、同組合からの申し出によって、対象とする施設として下水道施設を盛り込んだ協定となりました。

※中井町管工事組合：(有)成川設備工業所、(有)岩本設備工業、(株)荘司工務店、中井開発(株)、(株)川瀬鉄工、石井建設(株)



尾上町長と協定書を交わす管工事組合の成川信二組合長（写真中）と岩本修副組合長（写真右）